

## 外国人エンジニアの受入れ・就労促進事業 （エンジニアビザ）

－ 半導体・IT関連産業分野の外国人エンジニアの在留資格審査期間が短縮されます！ －

### 事業の概要

外国人エンジニアの受入れ・就労促進事業（エンジニアビザ）とは、半導体・IT関連産業分野の外国人エンジニアが在留資格「技術・人文知識・国際業務」で入国する際の在留資格審査期間を短縮する制度です。

従来、地方出入国在留管理局（国）による審査では採用決定後に国に在留資格認定証明書の交付申請をしていましたが、あらかじめ県から経営の安定性等の確認等を受けることで、1～3か月が目安とされている国の審査期間は1か月程度を目途に処理されることとなります。

### 手続きの流れ

#### 〔企業⇔熊本県〕

○外国人エンジニアを採用予定の企業は熊本県へ認定申請書を提出



○熊本県で申請内容を確認（経営の安定性等）



○熊本県から申請企業へ認定書（1年間有効）を交付



#### 〔外国人本人もしくは企業⇔地方出入国在留管理局〕

○外国人本人もしくは企業は認定書を添え、地方出入国在留管理局へ交付申請書を提出



○在留資格認定証明書の交付

### ①申請できる企業の要件

- 熊本県内に事業所があり、当該事業所に外国人エンジニアを勤務させること。  
労働者派遣業に該当する企業であるときは派遣先事業所が熊本県内にあること。
  - 商業・法人登記をしていること。
  - 上場していないこと。
  - 事業内容が半導体・IT関連産業分野に該当すると熊本県が認める企業。
  - 経営状態が安定していると熊本県が認める企業。  
など
- 事業内容は産業分類で規定されています。  
また、その他の要件もあります。

### ②外国人エンジニアの要件

上記①の県内事業所において「技術・人文知識・国際業務」の在留資格で、以下に分類された業務及び付随する職務に従事する予定であると熊本県が確認した外国人エンジニア

- ITエンジニア（ソフトウェア開発者など）
- 半導体関連エンジニア（電気・電子・電気通信技術者、機械、金属、化学分野における製造技術者）
- 通訳

■分類された業務や職務は職業分類で規定されています。

申請書類や企業の要件等の詳細は、熊本県ホームページからご確認ください

<https://www.pref.kumamoto.jp/soshiki/58/222539.html>



### 問い合わせ先

熊本県 商工労働部 商工政策課 人材プロジェクト班

TEL 096-333-2342

Mail [shosei@pref.kumamoto.lg.jp](mailto:shosei@pref.kumamoto.lg.jp)

ホームページ

<https://www.pref.kumamoto.jp/soshiki/58/>

国家戦略特区は地域を指定し、規制改革を強力に進め、地方創生と日本全体の国際競争力の強化等につなげる制度です。

